

基本方針(現行)	基本方針(変更素案)
----------	------------

はじめに

我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生している。食品ロスの問題については、2015 年9月 25 日の国際連合総会において採択された持続可能な開発のための 2030 アジェンダにおいて言及されるなど、その削減が国際的にも重要な課題となっており、また、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題である。

食品ロスを削減していくためには、国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしていくことが重要である。

国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、議員発議により「食品ロスの削減の推進に関する法律案」が国会に提出され、衆議院、参議院とも全会一致により可決され、2019年5月 24 日に「食品ロスの削減の推進に関する法律」(令和元年法律第 19 号。以下「食品ロス削減推進法」という。)が成立し、5月 31 日に公布、10 月 1 日に施行された。

本基本方針は、食品ロス削減推進法第 11 条の規定に基づき、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定めるものである。都道府県は、本基本方針を踏まえ、都道府県食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされており、また、市町村は、本基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされている。

また、本基本方針は、国や地方公共団体の施策の指針となるだけでなく、事業者、消費者等の取組の指針ともなるものである。

我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生している。食品ロスの問題については、2015 年9月 25 日の国際連合総会において採択された持続可能な開発のための 2030 アジェンダにおいて言及されるなど、その削減が国際的にも重要な課題となっており、また、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題である。

食品ロスを削減していくためには、国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしていくことが重要である。

国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、議員発議により「食品ロスの削減の推進に関する法律案」が国会に提出され、衆議院、参議院とも全会一致により可決され、2019年5月 24 日に「食品ロスの削減の推進に関する法律」(令和元年法律第 19 号。以下「食品ロス削減推進法」という。)が成立し、同年5月 31 日に公布、10 月 1 日に施行された。

本基本方針は、**第2次基本方針として令和7年度から令和11年度までの5年間を対象とし**、食品ロス削減推進法第 11 条の規定に基づき、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定めるものである。都道府県は、本基本方針を踏まえ、都道府県食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされており、また、市町村は、本基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされている。

また、本基本方針は、国や地方公共団体の施策の指針となるだけでなく、事業者、消費者等の取組の指針**にも**なるものである。

第1次基本方針において、食品ロスの削減の目標は、事業系食品ロスと家庭系食品ロス共に、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させる(事業系食品ロス273万トン、家庭系食品ロス216万トン)という目標を設定していたところ、直近2022年度の食品ロス量は、事業系と、家庭系共に236万トンであり、事業系食品ロスは2030年度目標を8年前倒しで達成した。しかしながら、2022年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う飲食店の営業自粛や消費者の外出機会の減少の影響がまだ残っている可能性もあり、第1次基本方針における目標を達成するためには、経済成長・インバウンドの拡大等も想定した上で、更なる削減の取組が不可欠である。さらに、食品を含む物価高騰や物流の2024年問題、フードバンク活動団体やこども食堂の活動の拡大、食品流通等におけるAI活用やデジタル化の進展、食品アクセスといった新たな課題への対応などの社会情勢の変化による食品ロス削減への影響も考慮する必要がある。このような中、本基本方針に基づく5か年において、確実に上記目標を達成するためには、本基本方針に示される重点事項の着実な実施が強く求められる。

なお、本基本方針における先駆的な取組については、食品ロス削減に関する国際貢献の観点から我が国が国際社会をリードできるよう、国際的な組織との連携を通じて国際展開を図ることも肝要である。

I 食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向

1 食品ロスを取り巻く現状と削減推進の意義

我が国では、以下のような現状にある。

- ・食料を海外からの輸入に大きく依存しており、2018 年度の食料自給率(カロリーベース)は 37%となっている。
- ・市区町村及び一部事務組合において一般廃棄物の処理のため年間約2兆円程度の費用を支出している。
- ・食費が家計に占める割合は大きく、消費支出の4分の1を占めている。
- ・子供の貧困が深刻な状況にあり、7人に 1 人が貧困状態と依然として高水準である。

我が国では、以下のような現状にある。

- ・食料を海外からの輸入に大きく依存しており、**2023~~2048~~**年度の食料自給率(カロリーベース)は **38~~37~~%**となっている。
- ・市区町村及び一部事務組合において一般廃棄物の処理のため年間約2兆円程度の費用を支出している。
- ・食費が家計に占める割合は大きく、消費支出の4分の1を占めている。
- ・子供の貧困が深刻な状況にあり、**9~~7~~**人に 1 人が貧困状態と依然として高水準である。

基本方針(現行)	基本方針(変更素案)
世界では、以下のような現状にある。 ・世界の食料廃棄量は年間約 13 億トンと推計されている。また、人の消費のために生産された食料のおよそ3分の1が廃棄されている。食料の生産に伴うCO₂排出量は世界全体の排出量の約 25%を占めるとされているが、廃棄された食料のためにも CO₂が排出され、土地の利用等にも無駄が生じている。 ・世界の人口は増え続けており、2050 年には約 98 億人に達すると推計されている。 ・飢えや栄養で苦しんでいる人々は約8億人いると推計されている。 ・2015 年に国連で採択された持続可能な開発のための 2030 アジェンダに基づく持続可能な開発目標(以下「SDGs」という。)でも、「目標 12.持続可能な生産消費形態を確保する」において、食料廃棄の減少が重要な柱として位置付けられている。	世界では、以下のような現状にある。 ・世界の食料廃棄量は年間約 13 億トンと推計されている。また、人の消費のために生産された食料のおよそ3分の1が廃棄されている。食料の生産に伴うCO₂排出量は世界全体の排出量の約 25%を占めるとされているが、廃棄された食料のためにも CO₂が排出され、土地の利用等にも無駄が生じている。 ・世界の人口は増え続けており、2050 年には約 97億人に達すると推計されている。 ・飢えや栄養 不足で苦しんでいる人々は約7.5億人いると推計されている。 ・2015 年に国連で採択された持続可能な開発のための 2030 アジェンダに基づく持続可能な開発目標(以下「SDGs」という。)でも、「目標 12.持続可能な生産消費形態を確保する」において、食料廃棄の減少が重要な柱として位置付けられている。
以上のように、我が国においては、食料自給率が低く、食料を海外からの輸入に大きく依存する中、大量の食品ロスが発生している。一方、世界でも、人口が急増し、深刻な飢えや栄養不良の問題が存在する中、大量の食品が廃棄されているのが現状であり、SDGs においても、その削減が重要な課題となっている。 このため、まだ食べることができる食品については、できるだけ食品として活用するようにし、食品ロスを削減していくことが重要である。食品ロスの削減により、家計負担や地方公共団体の財政支出の軽減、CO₂排出量の削減による気候変動の抑制が図られ、食品の生産や廃棄に関わるエネルギーや労働力等の無駄が少なくなることや、生物多様性の損失を抑えることも期待できる。 加えて、我が国には、「もったいない」という意識を始め、食前・食後に口にする「いただきます」、「ごちそうさま」といった言葉があり、これらは食べ物やそれを育んだ自然の恵みや作ってくれた人への感謝が込められている。また、ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」も食材を余すところなく使う持続可能性の高い食文化であり、家庭の外で出された食事の残りを「折り」に詰めて持ち帰り、家庭で味わう習慣もある。食品ロスを削減する取組は、こうした我が国の食に関わる文化を再確認することにもつながる。	以上のように、我が国においては、食料自給率が低く、食料を海外からの輸入に大きく依存する中、大量の食品ロスが発生している。一方、世界でも、人口が急増し、深刻な飢えや栄養 不足・不良の問題が存在する中、大量の食品が廃棄されているのが現状であり、SDGs においても、その削減が重要な課題となっている。 食品ロスを削減するためには、食品の製造、販売、消費に至る一連のサプライチェーンにおいて、食品廃棄物の発生抑制の取組を推進していくことが最も重要であるが、さらにこのため、まだ食べることができる食品については、できるだけ食品として活用するようにし、食品ロスを削減していくことが重要である。食品ロスの削減により、家計負担や地方公共団体の財政支出の軽減、CO₂排出量の削減による気候変動の抑制が図られ、食品の生産や廃棄に関わるエネルギーや労働力等の無駄が少なくなることや、生物多様性の 保全損失を抑えることも期待できる。 加えて、我が国には、「もったいない」という意識を始め、食前・食後に口にする「いただきます」、「ごちそうさま」といった言葉があり、これらは食べ物やそれを育んだ自然の恵みや作ってくれた人への感謝が込められている。また、ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」も食材を余すところなく使う持続可能性の高い食文化であり、家庭の外で出された食事の残りを「折り」に詰めて持ち帰り、家庭で味わう習慣もある。食品ロスを削減する取組は、こうした我が国の食に関わる文化を再確認することにもつながる。
2 我が国の食品ロスの現状	
日本国内の食品ロス量は年間 643 万トン(2016 年度推計)と推計されている。これは、国連世界食糧計画(WFP)による 2018 年の食料援助量約 390 万トンの 1.6 倍に相当する。そのうち、事業系食品ロス量が 352 万トン、家庭系食品ロス量が 291 万トンである。事業系食品ロスの業種別の内訳をみると、食品製造業と外食産業がそれぞれ約4割を占めている。主な発生要因としては、食品製造・卸売・小売業では「規格外品」、「返品」、「売れ残り」、外食産業では「作りすぎ」、「食べ残し」等が挙げられる。家庭系食品ロスの内訳をみると、「食べ残し」、「過剰除去」、「直接廃棄」となっている。	日本国内の食品ロス量は年間 472 643万トン(2022-2046年度推計)と推計されている。これは、経済損失として約4兆円、温室効果ガス排出量として約1,046 万トン-CO₂に相当する。また、国連世界食糧計画(WFP)による 2022 2048年の食料支援援助量約 370 390万トンの約1.3 4.6 倍に相当する。そのうち、事業系食品ロス量が 236 352万トン、家庭系食品ロス量が 236 294万トンである。事業系食品ロスの業種別の内訳をみると、食品製造業が約5割を占め、次いでと外食産業がそれぞれ約4 2割5分を占めている。主な発生要因としては、食品製造・卸売・小売業では「規格外品」、「製造工程の原材料端材」、「返品」、「販売期限切れ商品売れ残り」、外食産業では「食べ残し作りすぎ」、「作りすぎ食べ残し」等が挙げられる。家庭系食品ロスの内訳をみると、「直接廃棄」、「食べ残し」、「過剰除去」、「直接廃棄」となっている。
3 基本的な方向	
食品ロス削減のためには、国民各層がこの問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず「行動」に移すことが必要である。 すなわち、 ・食べ物を無駄にしない意識を持ち、 ・食品ロス削減の必要性について認識した上で、 ・生産、製造、販売の各段階及び家庭での買物、保存、調理の各場面において、食品ロスが発生していることや、 ・消費者、事業者等、それぞれに期待される役割と具体的行動を理解し、 ・可能なものから具体的な行動に移す、 ことが求められる。 こうした理解と行動の変革が広がるよう、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進していくものとする。 世界は今、持続可能な地球と社会を引き継いでいく上で、極めて重要な時期を迎えており、食品ロスの削減はそのために誰もが取り組める身近な課題である。事業者一者一者、消費者一人一人を始め、あらゆる主体がこの時期をチャンスと捉え、食べ物を大事にする文化を再認識しながら、将来の世代に明るい未来を託せるよう、覚悟を持って行動を変革していくことが求められる。	食品ロス削減のためには、国民各層がこの問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず「行動」に移すことが必要である。 すなわち、 ・食べ物を無駄にしない意識を持ち、 ・食品ロス削減の必要性について認識した上で、 ・生産、製造、販売の各段階及び家庭での買物、保存、調理の各場面において、食品ロスが発生していることや、 ・消費者、事業者等、それぞれに期待される役割と具体的行動を理解し、 ・可能なものから具体的な行動に移す、 ことが求められる。 こうした理解と行動の変革が広がるよう、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進していくものとする。 世界は今、持続可能な地球と社会を引き継いでいく上で、極めて重要な時期を迎えており、食品ロスの削減はそのために誰もが取り組める身近な課題である。事業者一者一者、消費者一人一人を始め、あらゆる主体がこの時期をチャンスと捉え、食べ物を大事にする文化を再認識しながら、将来の世代に明るい未来を託せるよう、覚悟を持って行動を変革していくことが求められる。

基本方針(現行)	基本方針(変更素案)
II 食品ロスの削減の推進に関する事項	
1 求められる役割と行動	
食品ロスは事業者及び消費者の双方から発生しており、サプライチェーン全体で取り組むべき課題であるが、その際、食品関連事業者等と消費者を「つなぐ」という視点が必要である。 消費者や食品関連事業者等が以下に掲げる「役割と行動」を理解し、実践すると同時に、食品関連事業者等からは食品ロスの削減のための課題と自らの取組を消費者に伝え、消費者はそれを受け止めて、食品ロスの削減に積極的に取り組む食品関連事業者の商品、店舗等を積極的に利用する、といった双方のコミュニケーションを活性化していくことが重要である。 このコミュニケーションに、食品関連事業者等以外の事業者や、マスコミ、消費者団体、NPO等、国・地方公共団体も参画し、それぞれの役割を果たしながら連携・協働し、食品ロスの削減に取り組む先駆的・意欲的な取組事例が創出されていくことが期待される。 こうした過程を通じ、消費者が食品ロスの削減に取り組むことは、自らの消費生活に関する行動が、現在及び将来の世代にわたって地球環境等に影響を及ぼすものであることを自覚し、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画するという「消費者市民社会」(消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)第2条第2項)の形成の取組として位置付けることができる。	食品ロスは事業者及び消費者の双方から発生しており、サプライチェーン全体で取り組むべき課題であるが、その際、食品関連事業者等と消費者を「つなぐ」という視点が必要である。 消費者や食品関連事業者等が以下に掲げる「役割と行動」を理解し、実践すると同時に、食品関連事業者等からは食品ロスの削減のための課題と自らの取組を消費者に伝え、消費者はそれを受け止めて、食品ロスの削減に積極的に取り組む食品関連事業者の商品、店舗等を積極的に利用する、といった双方のコミュニケーションを活性化していくことが重要である。 このコミュニケーションに、食品関連事業者等以外の事業者や、マスコミ、消費者団体、NPO等、国・地方公共団体も参画し、それぞれの役割を果たしながら連携・協働し、食品ロスの削減に取り組む先駆的・意欲的な取組事例が創出されていくことが期待される。 こうした過程を通じ、消費者が食品ロスの削減に取り組むことは、自らの消費生活に関する行動が、現在及び将来の世代にわたって地球環境等に影響を及ぼすものであることを自覚し、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画するという「消費者市民社会」(消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)第2条第2項)の形成の取組として位置付けることができる。
(1) 消費者 食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深めるとともに、日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて適切に理解・把握する。その上で、例えば以下に掲げる行動例をヒントに、日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができることを一人一人が考え、行動に移す。また、自身の消費行動を通じた食品ロスの発生が、環境や他の国々・地域の人々に影響を及ぼすことを踏まえ、食品ロスの削減に取り組む食品関連事業者の商品、店舗を積極的に利用する等、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者の取組を支援する。	(1) 消費者 食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深めるとともに、日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて適切に理解・把握する。その上で、例えば以下に掲げる行動例をヒントに、日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができることを一人一人が考え、行動に移す。また、自身の消費行動を通じた食品ロスの発生が、環境や他の国々・地域の人々に影響を及ぼすことを踏まえ、食品ロスの削減に取り組む食品関連事業者の商品、店舗を積極的に利用する等、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者の取組を支援する。
① 買物の際 ・事前に家にある食材をチェックし、期限表示を理解の上、使用時期を考慮し(手前取り、見切り品等の活用)、使い切れる分だけ購入する。 ・欠品を許容する意識を持つ。	① 買物の際 ・事前に家にある食材をチェックし、期限表示を理解の上、使用時期を考慮し(てまえどり手前取り、見切り品等の活用)、使い切れる分だけ購入する。 ・欠品を許容する意識を持つ。 ・購入してすぐ食べるものについては、「てまえどり」を実践する。また、見切り品等を活用する。
② 食品の保存の際 ・食材に応じた適切な保存を行うとともに、冷蔵庫内の在庫管理を定期的に行い、食材を使い切るようにする。 ・賞味期限を過ぎた食品であっても、必ずしもすぐに食べられなくなるわけではないため、それぞれの食品が食べられるかどうかについては、個別に判断を行う。	② 食品の保存の際 ・食材に応じた適切な保存を行うとともに、冷蔵庫内の在庫管理を定期的に行い、食材を使い切るようにする。 ・賞味期限を過ぎた食品であっても、必ずしもすぐに食べられなくなるわけではないため、それぞれの食品が食べられるかどうかについては、個別に判断を行う。 ・自然災害等の発生に備え、家庭において食品を備蓄する場合には、普段から食品を少し多めに買い置きしておき、古いものから消費し、消費した分を買い足すことにより、食品の備蓄ができる「ローリングストック法」を実践する。 ・家庭で余っている未開封の未利用食品は、近隣でシェアしたり、フードドライブ活動を通じて寄附するよう努める。
③ 調理の際 ・余った食材を活用した「一汁一菜」なども含め、家にある食材を計画的に使い切るほか、食材の食べられる部分はできる限り無駄にしないようにする。 ・食卓に上げる食事は食べきれぬ量とし、食べ残しを減らすとともに、食べきれなかったものについてリメイク等の工夫をする。	③ 調理の際 ・余った食材を鍋物や汁物に活用するなどによりした「汁＝菜」なども含め、家にある食材を計画的に使い切るほか、食材の食べられる部分はできる限り無駄にしないようにする。 ・食卓に上げる食事は食べきれぬ量とし、食べ残しを減らすとともに、食べきれなかったものについてリメイク等の工夫をする。
④ 外食の際 ・食べきれぬ量を注文し、提供された料理を食べるようにし、宴会時には、最初と最後に料理を楽しむ時間を設け、おいしい食べきりと呼び掛ける「3010運動」等を実践する。 ・料理が残ってしまった場合には、外食事業者の説明をよく聞いた上で、自己責任の範囲で持ち帰る。	④ 外食の際 ・食べきれぬ量を注文し、提供された料理を食べるようにし、宴会時には、最初と最後に料理を楽しむ時間を設け、おいしい食べきりと呼び掛ける「30・10(さんまる いちまる)30+10運動」等を実践する。 ・料理が残ってしまった場合には、外食事業者の説明をよく聞いた上で、自己責任の範囲で持ち帰る。

基本方針(現行)	基本方針(変更素案)
(2)農林漁業者・食品関連事業者 サプライチェーン全体で食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深めるとともに、消費者に対して、自らの取組に関する情報提供や啓発を実施する。また、食品廃棄物等の継続的な計量の実施等、自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、サプライチェーンでのコミュニケーションを強化しながら、見直しを図ることにより、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努める。なお、これらの活動を行った上で発生する食品ロスについては、適切に再生利用を行う。加えて、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努める。 具体的には以下のような行動が期待される。	(2)農林漁業者・食品関連事業者 サプライチェーン全体で食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深めるとともに、消費者に対して、自らの取組に関する情報提供や啓発を実施する。また、食品廃棄物等の継続的な計量の実施等、自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、サプライチェーンでのコミュニケーションを強化しながら、見直しを図ることにより、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努める。 なお、これらの活動を行った上で発生する食品ロスについては、新たな価値への転換、食品寄附やリサイクル等により適切に有効活用・再生利用等を行う。加えて、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努める。 具体的には以下のような行動が期待される。
① 農林漁業者 ・規格外や未利用の農林水産物の有効活用を促進する。	① 農林漁業者 ・規格外や未利用の農林水産物の新たな価値への転換、食品寄附等による有効活用を促進する。
② 食品製造業者 ・食品原料の無駄のない利用や、製造工程、出荷工程における適正管理・鮮度保持に努める。 ・食品の製造方法の見直しや保存に資する容器包装の工夫等により、賞味期限の延長に取り組む(その際、容器包装のプラスチック資源循環の推進も考慮する。)。また、年月表示化など賞味期限表示の大括り化に取り組む。 ・食品小売業者と連携し、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等により、サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する適正受注を推進する。 ・消費実態に合わせた容量の適正化を図る。 ・製造時に生じる食品の端材や形崩れ品等について有効活用を促進する。	② 食品製造業者 ・食品原料の無駄のない利用や、製造工程、出荷工程における適正管理・鮮度保持に努める。 ・食品の製造方法の見直しや保存に資する容器包装の工夫等により、賞味期限の延長に取り組む(その際、容器包装のプラスチック資源循環の推進も考慮する。)。また、年月表示化など賞味期限表示の大括り化に取り組む。 ・食品小売業者と連携し、AI等を活用した需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等により、サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する適正受注を推進する。 ・小分け包装等、消費実態に合わせた容量の適正化を図る。 ・製造時に生じる食品の端材や形崩れ品等について、新たな価値への転換、食品寄附等による有効活用を促進する。
③ 食品卸売・小売業者 ・サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する厳しい納品期限(3分の1ルール等)の緩和や、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等による適正発注の推進等の商慣習の見直しに取り組む。 ・天候や日取り(曜日)などを考慮した需要予測に基づく仕入れ、販売等の工夫をする。また、季節商品については予約制とする等、需要に応じた販売を行うための工夫をする。 ・賞味期限、消費期限に近い食品から購入するよう促し、売り切るための取組(値引き・ポイント付与等)を行う。小分け販売や少量販売など消費者が使い切りやすい工夫を行う。 ・食品小売業者(フランチャイズ店)における食品ロスについて、本部と加盟店とが協力して、削減に努める。	③ 食品卸売・小売業者 ・サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する厳しい納品期限(3分の1ルール等)の緩和や、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等による適正発注の推進等の商慣習の見直しに取り組む。 ・天候や日取り(曜日)などを考慮した需要予測に基づく仕入れ、販売等の工夫をする。また、季節商品については予約制とする等、需要に応じた販売を行うための工夫をする。 ・賞味期限、消費期限に近い食品から購入するよう促し、売り切るための取組(値引き・ポイント付与等)を行う。 ・小分け販売や少量販売などの消費者が使い切りりやすい工夫を行う。 ・食品小売業者(フランチャイズ店)における食品ロスについて、本部と加盟店とが協力して、削減に努める。
④ 外食事業者(レストランや宴会場のあるホテル等を含む。)等 ・天候や日取り(曜日)、消費者特性などを考慮した仕入れ、提供等の工夫をする。 ・消費者が食べられる量を選択できる仕組み(小盛り・小分けメニューや、要望に応じた量の調整等)を導入する。 ・おいしい食べきり呼び掛ける「3010運動」等の取組を行う。 ・消費者の自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明した上で可能な範囲で持ち帰り用容器による残った料理の持ち帰りをできることとし、その旨分りやすい情報提供を行う。 ・また、外食事業者以外で食事の提供等を行う事業者にあつては、食品ロス削減のための可能な取組を行う。	④ 外食事業者(レストランや宴会場のあるホテル等を含む。)等 ・天候や日取り(曜日)、消費者特性などを考慮した仕入れ、提供等の工夫をする。 ・消費者が食べられる量を選択できる仕組み(小盛り・小分けメニューや、要望に応じた量の調整等)を導入する。 ・おいしい食べきり呼び掛ける「30・10(さんまる いちまる)30+10運動」等の取組を行う。 ・外食事業者は、mottECOのポスターを掲示するなど、消費者が食べ残しの持ち帰りを行いやすい環境を醸成するとともに、消費者から持ち帰りを求められた際は、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき対応する。 ・「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき、消費者の自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明した上で可能な範囲で持ち帰り用容器による残った料理の持ち帰りをできることとし、その旨分りやすい情報提供を行う(その際、容器包装のプラスチック資源循環の推進も考慮する。)。 ・外食事業者以外で食事の提供等を行う事業者にあつては、食品ロス削減のための実施可能な取組を行う。

基本方針(現行)	基本方針(変更素案)
⑤ 食品関連事業者等に共通する事項 ・包装資材(段ボール等)に傷や汚れがあったとしても、商品である中身が毀損していなければ、輸送・保管等に支障を来す場合等を除いて、そのままの荷姿で販売することを許容する。 ・フードシェアリング(そのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者とのマッチング)の活用等による売り切りの工夫を行う。 ・未利用食品を提供するための活動(いわゆるフードバンク活動)とその役割を理解し、積極的に未利用食品の提供を行う。 ・食品ロスの削減に向けた組織体制を整備するとともに、取組の内容や進捗状況等について、自ら積極的に開示する。	⑤ 食品関連事業者等に共通する事項 ・包装資材(段ボール等)に傷や汚れがあったとしても、商品である中身が毀損していなければ、輸送・保管等に支障を来す場合等を除いて、そのままの荷姿で販売することを許容する。 ・フードシェアリングサービス(そのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者とのマッチングサービス)の活用等による売り切りの工夫を行う。 ・規格外品、納品期限、余剰生産、返品、包装資材(段ボール等)の破損、法令違反とならないパッケージへの誤記載、売れ残り等の理由により販売には至らないが、まだ食べることができる未利用食品を、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者に提供するための活動(いわゆるフードバンク活動団体等を通じた食品寄附活動)とその役割を認識し、「食品寄附ガイドライン」に基づき積極的に未利用食品の提供を行う。 ・食品ロスの削減に向けた組織体制を整備するとともに、取組の内容や進捗状況等について、自ら積極的に開示する。 ・食品のパッケージの工夫や食材の使いきり・食べきりに関する情報発信を通じて、家庭内での食品使いきりを積極的に推進する。
(3)事業者(農林漁業者、食品関連事業者以外の事業者を含む。) 食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、社員等への啓発を行う。また、災害時用備蓄食料の有効活用に努める(フードバンクへの提供を含む。)	(3)事業者(農林漁業者、食品関連事業者以外の事業者を含む。) 食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、社員等への啓発を行う。また、災害時用備蓄食料の有効活用に努める(フードバンク活動団体への提供等の有効活用に努めるを含む。)。加えて、食品寄附の持続的かつ面的な拡大を図るため、食品寄附に貢献する財・サービスの提供の必要性について理解を深める。
(4)マスコミ、消費者団体、NPO 等 前記(1)から(3)までに記載した求められる役割と行動を実践する消費者や事業者が増えるよう、積極的な普及啓発活動等を行う。	(4)マスコミ、消費者団体、NPO 等 前記(1)から(3)までに記載した求められる役割と行動を実践する消費者や事業者が増えるよう、積極的な普及啓発活動等を行う。
(5)国・地方公共団体 前記(1)から(3)までに記載した求められる役割と行動を実践する消費者や事業者が増えるよう、後記2に掲げる施策を推進する。また、災害時用備蓄食料の有効活用に努める。 さらに、主催するイベント等での食品ロスの削減を進める。	(5)国・地方公共団体 前記(1)から(3)までに記載した求められる役割と行動を実践する消費者や事業者が増えるよう、後記2に掲げる施策を推進する。また、災害時用備蓄食料のフードバンク活動団体への提供等の有効活用に努める。 さらに、主催するイベント等での食品ロスの削減を進める。
2 基本的施策	
国においては、以下の施策に取り組み、食品の生産から、製造、販売、消費に至る一連の過程において、食品ロスの削減の取組を強力に推進する。地方公共団体においては、以下の施策を踏まえ、地域の特性に応じた取組を推進する。	国においては、以下の施策に取り組み、食品の生産から、製造、販売、消費に至る一連の過程において、食品ロスの削減の取組を強力に推進する。地方公共団体においては、以下の施策を踏まえ、地域の特性に応じた取組を推進する。
(1)教育及び学習の振興、普及啓発等	
国民が、それぞれの立場で食品ロスの削減に自発的に取り組んでいくようにするため、その重要性についての理解と関心の増進等のための教育や普及啓発の施策を、食育に関する取組と連携しながら推進する。その際、消費者、事業者等が前記1に掲げた「求められる役割と行動」を実践するために必要な情報を併せて提供する。引き続き、食品ロス削減国民運動「NO-FOODLOSS PROJECT」として展開することとし、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会等との連携を図る。具体的には以下のとおりである。	国民が、それぞれの立場で食品ロスの削減に自発的に取り組んでいくようにするため、その重要性についての理解と関心の増進等のための教育や普及啓発の施策を、食育に関する取組と連携しながら推進する。その際、消費者、事業者等が前記1に掲げた「求められる役割と行動」を実践するために必要な情報を併せて提供する。引き続き、食品ロス削減国民運動「NO-FOODLOSS PROJECT」として展開することとし、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会等との連携を図る。また、食品ロス削減、食品寄附促進及び食品アクセス確保の三つの施策を、「食の環(わ)プロジェクト」として一元的に発信し、福祉、防災、環境政策等とのシナジーを図るとともに、地域においても、地方公共団体、事業者、福祉団体、NPO等の連携体制を構築し、地方創生から福祉まで総合的な取組の推進を図る。具体的には以下のとおりである。
・消費者に対し、食品ロスを減らすポイントを記載した普及啓発資材を活用し、家庭での食品ロス削減のために、暮らしの中で意識してできる内容の普及啓発を行う。特に、食品ロスの発生の記録が削減に効果的であることを周知する等、消費者が食品ロスを意識する取組を推進する。また、食品を少し多めに買い置きして、食べたらずその分を買い足すことにより、食品の備蓄ができる「ローリングストック法」の周知を図る。	①消費者に対する普及啓発 ・消費者に対し、食品ロスを減らすポイントを記載した普及啓発資材を活用し、家庭での食品ロス削減のために、暮らしの中で意識してできる内容の普及啓発を行う。特に、食品ロスの発生の記録が削減に効果的であることを周知する等、消費者が食品ロスを意識する取組を推進する。また、食品を少し多めに買い置きして、食べたらずその分を買い足すことにより、食品の備蓄ができる「ローリングストック法」の周知を図る。
・消費者に対し、賞味期限と消費期限の違い等、期限表示の正しい理解を促進する。	・消費者に対し、賞味期限と消費期限の違い等、期限表示の正しい理解を促進するとともに、事業者に対し、まだ食べることができる期限に関する情報を発信するよう促す。
	・賞味期限の愛称を「おいしいめやす」としてポスターによる周知等を実施する。

基本方針(現行)	基本方針(変更素案)
	・「賞味期限」の過ぎた災害備蓄用ミネラルウォーターの適切な利用を促進するための対策を講ずる。
・消費者及び食品関連事業者等に対し、宴会シーズンや季節商品の予約時期など、季節ごとの消費の機会を捉えた情報発信等を行う。「外食時のおいしく「食べきり」ガイド」により、外食時の食べきり・持ち帰り(持ち帰り用容器の活用を含む。)等に係る啓発を一層推進する。	・消費者及び食品関連事業者等に対し、宴会シーズンや季節商品の予約時期など、季節ごとの消費の機会を捉えた情報発信等を行う。 ・「外食時のおいしく「食べきり」ガイド」により、外食時の食べきり・持ち帰り(持ち帰り用容器の活用を含む。)等に係る啓発とともに、事業者が自主的に取り組むmottECOの普及促進に関する取組を一層推進する。特に、持ち帰りについては、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき、外食事業者が活用しやすい注意事項のひな型の提示など、消費者の自己責任を前提とした持ち帰りを分かりやすく周知する。
・消費者に対し、食品関連事業者が行う、商慣習見直し等を含めた食品ロス削減に資する取組について普及啓発を行い、理解を促進する。	・消費者に対し、食品関連事業者が行う、商慣習見直し等を含めた食品ロス削減に資する取組について普及啓発を行い、理解を促進する。
・「もったいない」の考え方の下、ロゴマーク「ろすのん」の周知及び食品ロス削減に取り組む企業・団体等による積極的な活用を推進する。	・「もったいない」の考え方の下、ロゴマーク「ろすのん」の周知及び食品ロス削減に取り組む企業・団体等による積極的な活用を推進する。
・食品ロス削減月間(10月)、食品ロス削減の日(10月30日)に、食品ロスの削減に関する国民の意識の醸成、社会的な機運を高める取組を実施する。このほかの時期においても、通年にわたり、食品ロス削減の具体的な取組がマスコミ等で取り上げられるよう、広報に努める。	・食品ロス削減月間(10月)、食品ロス削減の日(10月30日)に、食品ロスの削減に関する国民の意識の醸成、社会的な機運を高める取組(地方公共団体と連携した全国大会、表彰、川柳コンテスト等)を実施する。このほかの時期においても、通年にわたり、食品ロス削減の具体的な取組がマスコミ等で取り上げられるよう、広報に努める。
	・脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」による脱炭素に向けたライフスタイル転換を促す化とともに、食品ロス削減等による循環経済、ネイチャーポジティブの実現を推進する。
	・本基本方針における先駆的な取組について、国際的な組織との連携を通じて国際展開を図るとともに、国際シンポジウム等において情報共有を行う。
・地域等において食品ロスの削減を担う人材を育成するため、教材の開発・提供等を推進する。	(③地域における取組の推進に移動)
・命の大切さや食への感謝の気持ちを養うなど、学校の教科等を通じて食品ロスの削減に関する理解と実践を促す。また、一律に完食を強要するような指導ではなく、個に応じた給食指導を行うとともに、学校の実態に応じて給食時間を適切に定める。	②学校等における取組の推進 ・命の大切さや食への感謝の気持ちを養うなど、学校の教科学習等を通じて食品ロスの削減に関する理解と実践を促す。また、一律に完食を強要するような指導ではなく、個に応じた給食指導を行うとともに、学校の実態に応じて給食時間を適切に定める。
	・学校給食や教科学習等を通じ、食品ロスを含めた食に関する現代的な課題の理解と実践を促すため、栄養教諭を中核とし、児童生徒に対する指導の充実を図る。
	・栄養教諭に係る定数の改善に取り組むとともに、都道府県教育委員会等に対し、計画的な採用等を働きかけるなど、栄養教諭の配置拡大を図る。
	・栄養教諭による現代的な課題を踏まえた食に関する指導のより一層の充実のため、栄養教諭への業務支援を通じた環境整備及び研修による指導力向上に取り組むとともに、食育教材や食の指導の評価の在り方について検討する。
	・未就学児を対象に食品ロス削減を含めた食育等の取組を進めるため、保育所、認定こども園及び幼稚園において栄養士や栄養教諭を配置するために必要な支援を実施する。
	③地域における取組の推進 ・地域等において食品ロスの削減を担う人材を育成するため、教材の開発・提供等を推進するとともに、食品ロス削減推進サポーター認定講座を定期的実施する。

基本方針(現行)	基本方針(変更素案)
	・食で繋ぐ共生社会の実現に向け、食品ロス削減、食品寄附促進及び食品アクセス確保に向けた取組を、国や地方公共団体が一体的に取り組めるよう、「食の環(わ)プロジェクト」として一元的に情報発信するとともに、「食の環」プロジェクトロゴマーク」の周知や食品ロス削減、食品寄附促進及び食品アクセス確保に取り組む地方公共団体、企業、団体等による積極的な活用を推進する。
	・食品事業者等からの食品寄附を促進し、地域における円滑な食品アクセスの確保を図るため、地方公共団体や生産者、食品事業者、NPO、フードバンク活動団体、こども食堂、こども宅食、福祉に関する関係者等が連携して、経済的に困窮している者等に対する食料提供を円滑にする地域の体制づくりを支援する。
	・地域主体による食品ロス削減などの資源循環の取組を加速するため、自治体、大学、企業・業界団体、関係機関・関係団体等が参画する「サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ」を活用し、モデルケースとなるような「地域循環モデル」の構築を進める。
	・食品ロス削減対策と食品リサイクルの推進による食品廃棄ゼロエリアを創出・拡大するためのモデル事業を実施し、モデル事業を通して得られた知見や好事例等を他の地域・団体等に共有し横展開を図る。
	・地方公共団体での食品ロス削減の取組状況の公表などを通じた、地域での取組の底上げや横展開を図る。
	・食品の消費行動に伴う家計負担の軽減等にも資する食品ロス削減対策(mottECO や売れ残り食品廃棄防止等の地域実装等)を支援する。
・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における食品ロス削減対策の取組について普及啓発を図るなど、各種イベント等での対策実施を推進する。	・2025年日本国際博覧会や2027年国際園芸博覧会2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における食品ロス削減対策の取組について普及啓発を図るなど、各種大規模イベント等での対策実施を推進する。
(2) 食品関連事業者の取組に対する支援	
食品ロス削減のための取組事例の共有・周知を図りながら、生産、製造、販売等の各段階において発生している食品ロスの削減のための積極的な取組を推進する。具体的には以下のとおりである。	食品ロス削減のための取組事例の共有・周知を図りながら、生産、製造、販売等の各段階において発生している食品ロスの削減のための積極的な取組を推進する。具体的には以下のとおりである。
・規格外や未利用の農林水産物の活用(加工・販売等)を促進する。	・規格外や未利用の農林水産物の活用(加工・販売、食品寄附等)新たな価値への転換、食品寄附等による有効活用を促進する。
	・食品を有効活用する取組等、民間事業者が行う食品ロス削減に係る課題等の解決に必要な取組を促進する。
・食品ロス削減のための商慣習見直し等の取組の推進及び事業者の取組に対する消費者理解の促進を図る。商慣習見直しとしては、食品製造業者と、食品卸売・小売業者の連携の下、賞味期限表示の大括り化(年月表示・日まとめ表示)、賞味期限の延長、厳しい納品期限の緩和(取組企業や実施品目の拡大)を一体的に促進する。また、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等による適正受発注の推進を図る。	・食品ロス削減のための商慣習見直し等の取組の推進及び事業者の取組に対する消費者理解の促進を図る。商慣習見直しとしては、政府等の各種実態調査も踏まえ、食品製造業者と、食品卸売・小売業者の連携の下、賞味期限表示の大括り化(年月表示・日まとめ表示)、安全係数の見直しや容器包装の工夫による賞味期限の延長及び厳しい納品期限の緩和(取組企業や実施品目の拡大)を一体的に促進する。また、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等による適正受発注の推進を図る。
	・「食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会」において、納品期限の見直しや賞味期限の安全係数の見直し及び大括り表示への見直しについて、食品関連事業者に周知・徹底し、商慣習の見直しに向けた取組を進める。
・季節商品の予約販売等、需要に見合った販売を推進する。	・季節商品の予約販売等、需要に見合った販売を推進する。

基本方針(現行)	基本方針(変更素案)
・食品関連事業者に対し、一体的な消費者啓発(期限表示の理解や適切な購買行動の促進等)に取り組んでいただくよう呼び掛けるとともに、その際に活用できる啓発資材を提供する。また、これらの食品関連事業者が取り組んでいる消費者啓発活動を他の食品関連事業者に周知し、横展開を促進する。	・食品関連事業者に対し、一体的な消費者啓発(期限表示の理解や適切な購買行動(「 てまえどり 」等)や消費行動(「 外食時の食べきり・持ち帰り運動 」等)の促進等)に取り組んでいただくよう呼び掛けるとともに、その際に活用できる啓発資材を提供する。また、これらの食品関連事業者が取り組んでいる消費者啓発活動を他の食品関連事業者に周知し、横展開を促進する。
・小盛りサイズメニューの導入等、利用者の希望に沿った量で料理を提供する外食事業者の取組を促進するほか、ビュッフェ・宴会での食事提供の工夫など外食事業者の食品ロス削減の取組事例を周知する。	・小盛り・ 小分け メニューの導入等、利用者の希望に沿った量で料理を提供する外食事業者の取組を促進するほか、ビュッフェ・宴会での食事提供の工夫など外食事業者の食品ロス削減の取組事例を周知する。
・外食時の食べきりや、持ち帰りに関する留意事項について、「外食時のおいしく「食べきり」ガイド」等により、一層の周知を図る。特に、持ち帰りについては、留意事項を十分に理解して希望する者が「自己責任で持ち帰り」を行うことを「当たり前」にする啓発を推進する。	・外食時の食べきりや、 食べ残し持ち帰り に関する留意事項について、「外食時のおいしく「食べきり」ガイド」、「 食べ残し持ち帰り促進ガイドライン 」等により、一層の周知を図る。特に、 食べ残し持ち帰り については、「 食べ残し持ち帰り促進ガイドライン 」に基づき、留意事項を十分に理解して希望する者が、「自己責任で持ち帰り」を行うことを「 当たり前 」にする啓発を推進するとともに、 運用の状況を踏まえつつ、適宜必要な措置を講ずる。
	・ 食べ残し持ち帰り促進のための啓発素材(mottECOロゴマーク及びポスター・ステッカー等) を食品ロスポータルサイト等に掲載し、食品ロス削減月間、「おいしい食べきり」全国共同キャンペーン等の機会を捉えて発信を強化する。
	・モデル事業を通じた好事例(mottECO等)の知見・ノウハウを整理した上で、「食品ロス削減のための取組マニュアル」への掲載、自治体職員向けセミナー等を通して周知する。
・需要予測の高度化や物流の効率化による食品流通の合理化、フードシェアリング等の新たなビジネスを含めたICT、AI等の新技術の活用による食品ロス削減の取組を促進する。	・ 物流問題や人手不足等の社会変化も踏まえつつ 、需要予測の高度化や物流の効率化による食品流通の合理化、フードシェアリング等の新たなビジネスを含めたICT、AI等の新技術の活用や DXの推進 による食品ロス削減 及び食品寄附 の取組を促進する。
・食品ロスの削減に積極的な食品関連事業者等の取組の見える化を図る。	・ 企業における発生抑制等の具体的な取組内容が公表される仕組みを検討し 、食品ロスの削減に積極的な食品関連事業者等の取組の見える化を図る。
・過剰な回収につながらないよう食品衛生法(昭和22年法律第233号)における自主回収報告制度の対象となる食品等の範囲を示し制度の周知を図る。	・ 過剰な回収につながらないよう食品衛生法(昭和22年法律第233号)における自主回収報告制度の対象となる食品等の範囲を示し制度の周知を図る。
	・ 期限表示の設定根拠や安全係数の設定等の実態調査や、有識者から構成される検討会での議論を踏まえ、食品ロス削減の観点から見直しを行うこととしている「食品期限表示の設定のためのガイドライン」について、改正後の内容を食品関連事業者に周知するとともに、本ガイドラインの考え方を踏まえた各業界団体等の個別食品に係る期限設定のガイドライン等の見直しを促し、食品ロス削減に向けた取組を進める。
・食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)違反があった場合に、過剰な回収につながらず事業者が適切に表示の是正を実施できるよう、周知を図るとともに必要な検討を行う。	・食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)違反があった場合に、過剰な回収につながらず事業者が適切に表示の是正を実施できるよう、周知を図るとともに必要な検討を行う。
・食品ロス削減を始め、企業の取組における環境・社会・ガバナンスの要素を考慮したESG金融の普及を促進する。	・食品ロス削減を始め、企業の取組における環境・社会・ガバナンスの要素を考慮したESG金融の普及を促進する。
(3) 表彰	
	・ 食品ロスの削減に関し顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行う。
食品ロスの削減に取り組むインセンティブを与えるとともに、国民に取組の重要性が広く認知され、各地域における取組が促進されるよう、国において表彰制度を創設する。	・食品ロスの削減に取り組むインセンティブを与えるとともに、国民に取組の重要性が広く認知され、各地域における取組が促進されるよう、国において 食品ロス削減推進表彰制度を実施創設 する。
(4) 実態調査及び調査・研究の推進	

基本方針(現行)	基本方針(変更素案)
	食品ロスの削減に関する施策の効果的な実施に資するよう調査及び研究を推進する。
・食品廃棄物等の発生量及びその可食部率の捕捉並びにこれに基づく食品ロス発生量推計を継続的に実施する。	・食品廃棄物等の発生量及びその可食部率の捕捉並びにこれに基づく食品ロス発生量及びその経済損失・環境負荷(温室効果ガス排出量)の推計を継続的に実施する。
・食品ロスの内容、発生要因等を分析する。	・食品ロスの内容、発生要因等を分析する。
	・家庭系食品ロスの発生要因(直接廃棄、食べ残し、過剰除去)を分析するため、必要な調査等を実施する。
	・家庭系食品ロスの発生要因に応じた効果的な削減策を、食品ロス削減効果、費用対効果、温室効果ガス削減効果、行動変容への効果(影響度)、地域への副次的効果等の観点から整理し、地域の関係主体向けの手引きとして取りまとめる。
・食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査、研究等を実施する。	・食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査、研究等を実施する。
・食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を調査する。	・食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を調査する。
・ムーンショット型研究開発制度において、食品ロス削減の観点を含め、持続的な食料供給産業を創出するための挑戦的な研究を推進する。	・ムーンショット型研究開発制度において、食品ロス削減の観点を含め、持続的な食料供給産業を創出するための挑戦的な研究を推進する。
	・食品ロスに関する各調査結果に基づく内容を公表し、普及啓発を図る。
	・事業者の災害時用備蓄食料の廃棄量について実態を把握するとともに、有効活用する方法について検討する。
(5)情報の収集及び提供	
	食品ロスの削減について、先進的な取組に関する情報その他の情報を収集し、提供する。
・先進的な取組や優良事例について、ウェブサイト等により広く提供する。その際、若者等による積極的な取組事例の収集及び提供を強化するほか、幅広い世代から食品ロス削減の取組やアイデアを募集し、SNS等も活用して紹介する。	・先進的な取組や優良事例について、ウェブサイト等により広く提供する。その際、若者等による積極的な取組事例の収集及び提供を強化するほか、幅広い世代から食品ロス削減の取組やアイデアを募集し、SNS等も活用して紹介する。
・エシカル消費の啓発とも連動させ、消費の社会へのつながりの意識を喚起する。	・エシカル消費の啓発とも連動させ、消費の社会へのつながりの意識を喚起する。
・食品ロスの削減による環境負荷の策定の成果に係る情報発信を行う。	・食品ロスの削減による経済損失及び環境負荷(温室効果ガス排出量)の策定の成果推計結果に係る情報発信を行う。
(6)未利用食品等を提供するための活動(食品寄附)の支援等	
フードバンク活動は、食品ロスの削減に直結するものであるほか、生活困窮者への支援などの観点からも意義のある取組であり、国民に対してフードバンク活動への理解を促進する。具体的には以下のとおりである。	フードバンク活動は、食品ロスの削減に直結するものであるほか、生活困窮者への支援などの観点からも意義のある取組であり、国民に対してフードバンク活動への理解を促進する。具体的には以下のとおりである。
・関係者相互の連携のための取組(例:食品関連事業者とフードバンク活動団体とのマッチングや提供される食品の情報共有、フードドライブの推進)を含めた、フードバンク活動への支援を行う。事業者等によるフードバンク活動団体の取組への広範な支援を推進する。	・関係者相互の連携のための取組(例:食品関連事業者とフードバンク活動団体とのマッチングや提供される食品の情報共有、フードドライブ活動の推進)を含めた、フードバンク活動への支援を行う。事業者等によるフードバンク活動団体の取組への広範な支援を推進する。

基本方針(現行)	基本方針(変更素案)
・食品関連事業者等が安心して食品の提供を行えるよう、フードバンク活動団体における食品の取扱い等に関する手引きを周知する。	・「食品寄附活動の社会的信頼の向上と活動定着のため、「食品寄附ガイドライン」の普及啓発を図るとともに、一定の管理責任を果たすことができるフードバンク活動団体等を、「食品寄附ガイドライン」に基づき認定するなどにより特定するための仕組みを構築し、その運用の推進を図る。食品関連事業者等が安心して食品の提供を行えるよう、フードバンク活動団体における食品の取扱い等に関する手引きを周知する。
・食品の提供等に伴う責任の在り方について、外国の事例の調査等を行い、検討する。	・「食品寄附ガイドライン」の運用後の食品寄附の実態把握、社会福祉や食品アクセスの確保の観点からの食品寄附促進の必要性、社会全体のコンセンサスの醸成等を踏まえ、食品寄附に伴って生ずる民事責任の在り方について、最終受給者の被害救済にも配慮した法的措置を講ずることを目指す。食品の提供等に伴う責任の在り方について、外国の事例の調査等を行い、検討する。
	・食品寄附促進の観点から、一定の管理責任を果たすことができるフードバンク活動団体等がその旨を届け出た場合等に、期限表示、アレルギーなどの食品安全情報の伝達手法について、無償譲渡に限り包装上のラベル以外の手法を認める法的措置を検討する。
	・食品廃棄物等の発生抑制に向けて食品寄附を行う事業者の取組を促進するため、食品関連事業者に対して、税制上の取扱いの周知や企業版ふるさと納税等を活用した食品寄附の優良事例の発信を行う。
	・食品寄附活動の社会的信頼の向上のため、フードバンク活動団体等に保険に入ることを推奨するとともに、加入に対する支援を行う。
	・国として取り組むべき重要な消費者施策に積極的に取り組む地方公共団体に対する支援事業を通じて、フードバンク活動やフードドライブ活動等を支援する。
	・フードバンクやこども食堂等を通じた食品ロス削減を図るため、フードバンク活動の強化に向けた専門家派遣や輸配送等に対する支援を行う。
	・食品事業者等からの食品寄附を促進し、地域における円滑な食品アクセスの確保を図るため、地方公共団体や生産者、食品事業者、NPO、フードバンク活動団体、こども食堂、こども宅食、福祉に関する関係者等が連携して、経済的に困窮している者等に対する食料提供を円滑にする地域の体制づくりを支援する。
	・DXを推進し、食品関連事業者、フードバンク活動団体、こども食堂及び地方公共団体等、地域で食品寄附に関わる多様な主体のデータ連携を図ることによって食品寄附を促進するモデルケースを構築し、地域における食品寄附促進を支援する。
	・スーパーやコンビニエンスストア等の小売店がフードバンク機能やコミュニティバントリーの役割を果たす地域モデル事業を推進する。
	・住民が抱える様々な地域生活課題の解決に向けて、重層的支援体制整備事業等を活用し、フードバンク活動団体等と、地方公共団体や他の支援団体等との連携・協働等を促進することにより、フードバンク活動等を支援する。
	・食事の提供等を通じて、多様なこどもの居場所の提供を行うこども食堂等を支援する。
	・政府備蓄米の無償交付により、こども食堂、こども宅食、フードバンクを支援する。
	・食品ロス削減推進表彰においては、食品ロス削減の取組を広く国民運動として展開していくことを目的として、消費者等に広く普及し、波及効果が期待できる優秀な取組を実施した者や食品寄附促進が期待できる先駆的なフードバンク活動を行う者等を表彰するとともに、それら取組をウェブサイト等で広く周知する。

基本方針(現行)	基本方針(変更素案)
	・国の災害用備蓄食品の有効活用について(令和3年4月21日関係府省庁申合せ)に基づき、入替えにより不用決定を行った災害時用備蓄食料の原則フードバンク活動団体等への提供を推進する。また、地方公共団体の災害時用備蓄食料の有効活用について、優良事例の普及等により取組を促進する。

Ⅲ その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項

1 地方公共団体が策定又は変更する食品ロス削減推進計画

(1) 食品ロス削減推進計画の意義

我が国全体として、食品ロスの削減を推進していくためには、国が実施する施策に加えて、より生活に身近な地方公共団体において、それぞれの地域の特性を踏まえた取組を推進していくことが重要である。
また、食品ロス削減推進計画は、地域における食品ロスの削減にとって、消費者教育、環境、廃棄物処理、産業振興、地域づくり等の観点から、重要な位置付けを有するものである。
そのため、都道府県及び市町村は、積極的に食品ロス削減推進計画を策定することが望まれる。

我が国全体として、食品ロスの削減を推進していくためには、国が実施する施策に加えて、より生活に身近な地方公共団体において、それぞれの地域の特性を踏まえた取組を推進していくことが重要である。
また、食品ロス削減推進計画は、地域における食品ロスの削減にとって、消費者教育、環境、廃棄物処理、産業振興、地域づくり等の観点から、重要な位置付けを有するものである。
そのため、都道府県及び市町村は、積極的に食品ロス削減推進計画を策定又は変更することが望まれる。

(2) 食品ロス削減推進計画の策定又は変更に当たって留意すべき事項

① 推進体制の整備
・地方行政として推進していくためには、首長の理解の下、主担当部局を定めた上で、関係する部局間で、認識を共有することが重要である。
・推進体制の整備として、例えば、関係部局から構成される連絡会議を設けて、情報共有及び調整を行い、各施策の連携を深めることなどが必要である。
・地域の食品関連事業者等、関係団体・事業者等の意見を十分に聴き、協働することが必要である。その際、フードバンク活動が行われている地方公共団体等においては、消費者、産業振興、環境、保健福祉等の関係部局間で連絡を密にしなが、フードバンク活動の基盤の強化に向け、フードバンク活動団体との連携に配慮するとともに、必要な支援を検討、実施する。
・食品ロス削減推進計画の策定に関し、関係法令に基づく各種の計画(食育推進計画、廃棄物処理計画等)との調和を保つことが重要である。

① 推進体制の整備
・地方行政として推進していくためには、首長の理解の下、主担当部局を定めた上で、関係する部局間で、認識を共有することが重要である。
・推進体制の整備として、例えば、関係部局から構成される連絡会議を設けて、情報共有及び調整を行い、各施策の連携を深めることなどが必要である。
・地域の食品関連事業者等、関係団体・事業者等の意見を十分に聴き、協働することが必要である。その際、フードバンク活動が行われている地方公共団体等においては、消費者、産業振興、環境、保健福祉等の関係部局間で連絡を密にしなが、フードバンク活動の基盤の強化に向け、フードバンク活動団体との連携に配慮するとともに、必要な支援を検討、実施する。
・食品ロス削減推進計画の策定又は変更に関し、関係法令に基づく各種の計画(食育推進計画、廃棄物処理計画等)との調和を保つことが重要である。

② 地域の特性等の把握
・食品ロスの削減に向けた取組の現状や課題を把握し、その結果に基づき、食品ロス削減推進計画の策定を行うことが望まれる。
・食品ロス削減推進計画は、一般廃棄物の組成調査を行い、現状を把握した上で、策定することが望まれる。
・近隣の地方公共団体との間で、食品ロス削減推進計画の内容や、その実施状況等について、情報交換等を行うことにより、地域間の連携を深めることが望ましい。これにより、全国的な連携の拡大につながることを期待される。

② 地域の特性等の把握
・食品ロスの削減に向けた取組の現状や課題を把握し、その結果に基づき、食品ロス削減推進計画の策定又は変更を行うことが望まれる。
・食品ロス削減推進計画は、一般廃棄物の組成調査を行い、現状を把握した上で、策定されることを望まれる。
・近隣の地方公共団体との間で、食品ロス削減推進計画の内容や、その実施状況等について、情報交換等を行うことにより、地域間の連携を深めることが望ましい。これにより、全国的な連携の拡大につながることを期待される。

③ 計画策定時
・食品ロス削減推進計画の策定に当たっては、以下について留意すること。
ア 前記Ⅱの2の基本的施策を踏まえ、地域の特性に応じた取組を盛り込むこと。
イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する廃棄物処理計画又は一般廃棄物処理計画との整合性を図り、当該計画の中に食品ロスの削減の取組を位置付けることも考えられること。
ウ 後記3に掲げる国の削減目標も踏まえ、目標を設定し、明記することが望ましいこと。
エ 食品ロスの削減に十分に取組んだ上でも生じる食品廃棄物について、再生利用(飼料化、肥料化、その他)を検討すること。
オ 地方公共団体におけるSDGsや地方創生の取組の中に食品ロスの削減の取組を位置付けることも考えられること。

③ 計画策定又は変更時
・食品ロス削減推進計画の策定又は変更に関し、以下について留意すること。
ア 前記Ⅱの2の基本的施策を踏まえ、地域の特性に応じた取組を盛り込むこと。
イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する廃棄物処理計画又は一般廃棄物処理計画との整合性を図り、当該計画の中に食品ロスの削減の取組を位置付けることも考えられること。
ウ 後記3に掲げる国の削減目標も踏まえ、目標を設定し、明記することが望ましいこと。
エ 食品ロスの削減に十分に取組んだ上でも生じる食品廃棄物について、再生利用(飼料化、肥料化、その他)を検討すること。
オ 地方公共団体におけるSDGsや地方創生の取組の中に食品ロスの削減の取組を位置付けることも考えられること。
カ 市町村が策定する計画は、特段の支障がない限り原則として複数市町村による共同作成が可能であること。

④ 策定後の推進
・連絡会議等を活用し、定期的に取組の成果を検証し、PDCAサイクルの徹底を図りつつ、効果が上がるよう食品ロス削減推進計画を推進することが重要である。

④ 策定又は変更後の推進
・連絡会議等を活用し、定期的に取組の成果を検証し、PDCAサイクルの徹底を図りつつ、効果が上がるよう食品ロス削減推進計画を推進することが重要である。

基本方針(現行)	基本方針(変更素案)
(3) 食品ロス削減推進計画の策定への支援	
・国は、地域における食品ロスの削減を推進するため、地方公共団体における食品ロス削減推進計画の策定を促進する。	・国は、地域における食品ロスの削減を推進するため、地方公共団体における食品ロス削減推進計画の策定を促進する。
・国は、計画策定等に伴い生ずる新たな事務負担等が軽減されるよう必要な支援(地方公共団体の優良事例等の全国への情報提供を含む。)、地方公共団体の職員の研修機会の提供など適切な支援に努める。	・国は、計画策定等に伴い生ずる新たな事務負担等が軽減されるよう必要な支援(地方公共団体の優良事例等の全国への情報提供を含む。)、地方公共団体の職員の研修機会の提供など適切な支援に努める。
2 関連する施策との連携	
食品ロスの削減の推進については、循環型社会形成推進基本法(平成 12 年法律第 110 号)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成 12 年法律第 106 号)、食育推進基本計画(第3次、平成 28 年食育推進会議決定)、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(平成 13 年環境省告示第 34 号)など多岐にわたる施策に位置付けられているが、目指すべき方向は共通である。	食品ロスの削減の推進については、循環型社会形成推進基本法(平成 12 年法律第 110 号)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成 12 年法律第 116 -106 号)、食育推進基本計画(第3次、平成 28 年食育推進会議決定)、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(平成 13 年環境省告示第 34 号)など多岐にわたる施策等に位置付けられているが、目指すべき方向は共通である。
このような関連施策の連携を推進していくため、関係省庁間の緊密な連携を図ることが重要である。	このような関連施策の連携を推進していくため、関係省庁間の緊密な連携を図ることが重要である。
3 食品ロスの削減目標等	
食品ロス削減推進法及び本基本方針の目指すところは「多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進する」ことである。 食品ロスの削減の目標は、SDGs も踏まえて、家庭系食品ロスについては「第四次循環型社会形成推進基本計画」(平成 30 年6月閣議決定)、事業系食品ロスについては、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」(令和元年7月公表)において、共に 2000 年度比で 2030 年度までに食品ロス量を半減させるという目標を設定している。 基本方針においても、これらの削減目標の達成を目指し、総合的に取組を推進する。 また、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を 80%とする。	食品ロス削減推進法及び本基本方針の目指すところは「多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進する」ことである。 食品ロスの削減の目標は、SDGs も踏まえて、家庭系食品ロスについては「第四次循環型社会形成推進基本計画」(平成 30 年6月閣議決定)、 事業系食品ロスについては、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」(令和元年7月公表)において、共に 2000 年度比で 2030 年度までに食品ロス量を半減させる(216万トン)という目標を設定している。 事業系食品ロスについては、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」(令和7年3月公表)において、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を60%削減させる(219万トン)という目標を設定している(食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会及び中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会において審議中。) 基本方針においても、これらの削減目標の達成を目指し、総合的に取組を推進する。 また、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を 80%とする。
4 実施状況の点検と基本方針の見直し	
国は、食品ロスの削減の推進に関する多様な取組や施策の実施状況について、必要な体制を整備し、継続的に点検を行い、進捗の確認を行うとともに、必要に応じて施策の見直しを行う。 なお、社会経済情勢や、食品ロスを取り巻く状況の変化、施策の実施状況等を踏まえて、食品ロス削減推進法施行後おおむね5年を目途に本基本方針の見直しについて検討する。 また、地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画についても、基本方針の見直しを踏まえ、定期的に見直すことが望まれる。	国は、食品ロスの削減の推進に関する多様な取組や施策の実施状況について、必要な体制を整備し、継続的に点検を行い、進捗の確認を行うとともに、必要に応じて施策の見直しを行う。 なお、社会経済情勢や、食品ロスを取り巻く状況の変化、施策の実施状況等を踏まえて、 食品ロス削減推進法施行後 おおむね5年を目途に本基本方針の見直しについて検討するを行う。 また、地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画についても、 本 基本方針の見直しを踏まえ、定期的に見直すことが望まれる。